

平成 26 年度湖南省市地区環境情報交換会意見控え

- ・日 時：平成 27 年 3 月 2 日（月）13:30～
- ・場 所：サンライフ甲西
- ・参加者：参加者名簿の通り



司会 王子エフテックス(株)物部氏



挨拶 TOTO(株)滋賀工場 田邊氏



滋賀県甲賀環境事務所 青山所長



滋賀県甲賀環境事務所 西村主査



滋賀県甲賀環境事務所 赤崎主任主事



甲賀市役所 生活環境課 西村課長



以下 意見交換の一部を掲載します。事務局より作成しましたので詳細は管轄の行政にご確認下さい。

Q 1 : 2013 年 10 月に水銀に関する水俣条約が採択されたが国や県の動きは？弊社は圧力計メーカーなので一部試験機や圧力発信器などに水銀を使用しているが規制はあるか？

A 1 : 今国会に法案を提出中。いまのところ情報はない。

Q 2 : 関連して、水銀廃棄物の処理費用が高騰する恐れがあるが、この点はどうか？

A 2 : この件についても情報収集中である。

Q 3 : 必要な届出、届出状態が一元的にわかる仕組みがあればよいと思う。担当が変わると届出関係が上手く引き継がれない。どうしても漏れや抜けが発生してしまう。経験を積まないと全体や詳細を把握できない。そういった問題に対するポカヨケがほしい。

A 3 : 市より、企業と連携を取りながらやりたい。市に相談してほしい。

Q 4 : 産廃業者を選ぶ際、どのような事を注意しているか？

A 4 : 知事の許可を得ているかが大前提。優良評価されているかもポイント。ISO認定されているかも判断ポイント。処分場は必ず現地確認すること。

Q 5 : 協会の環境法令改正情報は活用させていただき、大変ありがたいが掲載されていない法令や条例の改定の確認はどれくらいのサイクルでどのようにするのが良いか教えてほしい。現状は年1回インターネットで法令等の名称を検索して調べている。

A 5 : 市条例の場合は市に定期的に問い合わせる企業もある。環境管理の手引きの活用事例を今回の情報交換会でも触れているので参考に。

Q 6 : 土日・夜間は人が不在になる。もし弊社で事故が起きていた場合、外部から連絡していただくときの緊急連絡番号を（役所で）管理していただくシステムはないか？

A 6 : 市：基本的に各企業のデータをそれぞれ管理することはできない。が特定の連絡者を登録することは可能。

県市ともに夜間連絡体制はとっている。（県：留守番電話で緊急連絡先をアナウンス、

市：警備会社へ委託)

Q 7 : I S O 1 4 0 0 1 が改訂されるが各社の対応状況は？

A 7 : 9 月ごろといわれている。改訂版の解説を 11 月ごろ N P O びわ湖環境で予定している。参加してほしい。有料である。

Q 8 : 常時監視装置について、工場は水濁法の特定施設を持ち、排水の P H、C O D を常時監視しているが、その装置が壊れた時の良い対処方法（記録の残し方）を教えてください。

A 8 : 故障時の為にパック等を準備しておき、装置が復帰した時にその値を比較することで測定値の保証をすることが出来る。測定頻度は作業により異なる。

Q 9 : フロン改正法について、・・・中略・・・故障している空調機を 3 月までに撤去を予定している。しかし予算上全撤去が出来ない。撤去できない設備に関して、回収・縁切り処置をして使用できない状態にしておけば、4 月からの漏れ量調査の対象設備にはならないのか？

A 9 : 簡易点検の義務は残る。回収・充填を行わない限り漏れの調査は不要。

Q 1 0 : B C P について各社の対応を知りたい。

A 1 0 : 供給責任を果たすため、原料の調達だけは押さえている。

Q 1 1 : 改正水濁法で地下浸透の可否判断基準は？・・・中略・・・有害物質使用特定施設の構造において、例えばクラックがどれくらいまで許容されるのか・・・略・・・

A 1 1 : 行政としては、直ちに補修してほしいと言わざるを得ない。地下浸透防止の観点から考えてほしい。

Q 1 2 : 敷地境界外にある油水分離槽に対する緊急資材の管理の方法は？

A 1 2 : いたずら等されないように施錠することが望ましいのではないかと？

Q 1 3 : 規制値内での苦情の対応はどうしたら良いか？

A 1 3 : 騒音・振動・悪臭は感覚によるものが多い。特に悪臭はその傾向が大。市も対応に苦慮しているところもある。各企業ともにコミュニケーションを日頃からとるようにしてほしい。

Q 1 4 : フロン改正法で具体的な機器はどのようなものがあるか？

A 1 4 : 本日配布の資料の通り。

Q 1 5 : 地下水浸透基準より低い値の水であれば地下浸透 O K という話であったが。以前の説明とは異なるように思える。この点はどうか？

A 1 5 : 考え方は変わっていない。

Q 1 6 : 特定有害物質使用特定施設廃止時、有害物質使用中の場合、土壌調査義務は敷地全体に掛かるのか？

A 1 6 : 敷地全体に掛かります。

Q 1 7 : その場合、3 条ただし書き申請をすれば、調査を延期することができると思いますが、調査の猶予期間中に 3 0 0 0 m²以上の形質変更申請をした場合はどの様になりますか？

A 1 7 : 3 0 0 0 m²以上の形質変更される場所に、調査義務が掛かります。

Q 1 8 : 調査の猶予期間中に3000㎡未満の形質変更をする場合どの様になりますか？

A 1 8 : 法的な調査義務はないが企業の社会的責任として、汚染のおそれのある土壌を持ち出さないようにしてください。

———第4次環境総合計画について———

Q 1 7 : 人を育てると言っているが、環境学習センターは2人と聞いている。それで県全体の教育が機能するのか？また立地場所も烏丸半島のようなアクセスの悪い所ではなく県庁近くにした方がいいのではないか？

A 1 7 : センターの役割はコーディネートであって、各地域に学習の場がある。それぞれをどうつなげるかが課題である。場所についての意見は本庁に伝える。

Q 1 8 : 環境学習等推進会議とはどういうものか？魂を入れた運用にしてほしい。

A 1 8 : 本庁に伝える。

Q 1 9 : 環境学習について具体的に何をやっているかが見えない。具体的な計画はないのか？たとえば草津こども環境会議のような。

A 1 9 : エコスクールの認定や、幼児の体験学習等を行っている。学校や公民館の場所があり、皆さんの意見を計画に反映していきたい。

———環境白書について———

Q 2 0 : 農業家排水の規制は甘くないか？

A 2 0 : 規制をしっかりかけている。濁水についての規制もかけている。